

## 車両乗入れ部の設置基準について

### 1 適用範囲

- (1) 車両乗入れ部の設置にあたっては、歩道等利用者の安全かつ快適な歩行性を確保するとともに、出入り車両や本線通行車両等が安全かつ円滑な交通を確保できるよう十分配慮してください。
- (2) 次に掲げる箇所については、車両乗入れ部の設置を原則として認めないものとします。
- ① 横断歩道及び停止線の前後5m以内の部分
  - ② 総幅員7m以上の道路の交差点及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分(ただし、T字型交差点のつきあたりの部分は除く)
  - ③ バス停留所及びバス停車帯(ただし、停留所を表示する標柱または表示板のみの場合、その位置から各10m以内の部分)
  - ④ トンネルの前後各50m以内の部分
  - ⑤ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
  - ⑥ 橋の部分
  - ⑦ 横断防止柵、ガードレール及び車止めの設置されている部分(ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間は除く)
  - ⑧ 道路照明灯、交通信号機の移転を必要とする箇所(ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く)
  - ⑨ 消火栓及び消防施設の道路に接する出入口から5m以内の部分
  - ⑩ その他、公安委員会が指定した場所等

### 2 車両乗入れ部の構造等

- (1) この基準は、歩道等において車両乗入れ部を設ける場合に適用します。
- (2) 歩道切下げ部の舗装については、透水性舗装(透水性インターロッキング)を原則とします。ただし、現場状況等により浸透性構造が適当でない場合は、協議により変更することができます。
- (3) 植樹帯等がある場合は、当該植樹帯等の幅員内ですりつけ(横断勾配は、15%以下)を行ってください。なお、当該植樹帯等の取扱いについては、道路管理者の指示に従ってください。
- (4) 歩道等の幅員が狭く全面切下げを行う場合は、すりつけ部の縦断勾配は5%以下とします。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合には、8%以下とすることができます。
- (5) 用途別の切下げ幅及び舗装構成については、別紙「歩道切下げ一覧表」によるものとします。
- (6) その他については、道路管理者と協議を行ってください。

#### 【お問い合わせ】

佐倉市土木部土木管理課

電話：043-484-6151

FAX：043-486-2505

E-Mail：dobokukanri@city.sakura.lg.jp